

被害者参加旅費等支給制度運用開始から1か月

被害者参加旅費等支給制度の利用実績(速報値)

平成25年12月1日に被害者参加旅費等支給制度の運用を開始してから1か月が経過し、支給業務にあたる法テラスでは、12月末までの間に、全国で延べ**146名**からの請求を受け付けました(*)。遠隔地からの公判出席も相当数あり、うち25名が宿泊料を併せて請求しました。

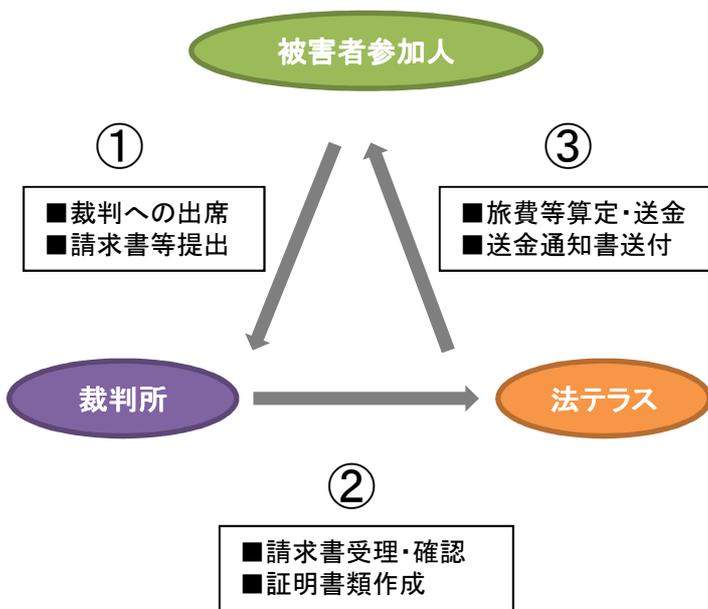
(*)12月2日～27日までに受け付けた請求書数であり、1通の請求書で複数の旅行について請求する場合があります。この旅行とは、住居から裁判所までの往復のことです。



被害者参加旅費等支給制度とは

被害者参加人(犯罪被害者やその家族等)が公判期日又は公判準備に出席した場合に、当該被害者参加人に対し、法テラスから、旅費、日当及び宿泊料が支給されます。本制度は、公判期日等に出席した**すべての被害者参加人**の方にご利用いただけます。

旅費等請求の流れ



遠方への移動でなくても請求可能

遠距離でなく徒歩圏内などの近距離でも、旅費等の請求をすることができます。

旅費等の金額

- ・原則、「最も経済的な経路・交通手段」により計算するため、実際にかかった交通費と一致しないことがあります。
- ・出席した公判期日の時間を基準に経路を認定しますので、行きと帰りでは支給される旅費の金額が異なる場合があります。
- ・宿泊料は、実費支給ではなく定額支給となります。

傍聴では対象外

被害者参加を許可されていても、傍聴席で傍聴していた場合には、「公判期日等への出席」とはならず、旅費等の支給対象外となります。

請求期限

被害者参加旅費等の支給を受けるための請求期限は、裁判が終了してから**30日以内**です。請求する場合には、期限を過ぎないように注意が必要です。